

大阪市水道事業管理規程第26号

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪市水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成18年大阪市水道事業管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第6（第8条関係） 〔表 別紙2 挿入〕 別表第7（第8条関係） 〔表 別紙4 挿入〕	別表第6（第8条関係） 〔表 別紙1 挿入〕 別表第7（第8条関係） 〔表 別紙3 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

[別表第6 別紙1]

給料表	相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
水道局企業 職給料表(1)	職務の級が8級 である職員	<u>100分の</u> <u>172.9</u>	<u>100分の</u> <u>145.2</u>	<u>100分の</u> <u>117.5</u>	<u>100分の</u> <u>98.8</u>	<u>100分の83.8又は100</u> <u>分の72.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
	職務の級が7級 である職員	<u>100分の</u> <u>172.9</u>	<u>100分の</u> <u>145.2</u>	<u>100分の</u> <u>117.5</u>	<u>100分の</u> <u>98.8</u>	<u>100分の83.8又は100</u> <u>分の72.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
	職務の級が6級 である職員	<u>100分の</u> <u>164.4</u>	<u>100分の</u> <u>141.7</u>	<u>100分の</u> <u>119</u>	<u>100分の</u> <u>100.3</u>	<u>100分の85.3又は100</u> <u>分の74のうちから人</u> 事評価等に基づく支 給区分に応じて局長 が定める割合
	職務の級が5 級、4級、3級、 2級又は1級で ある職員	<u>100分の</u> <u>115.3</u>	<u>100分の</u> <u>110.8</u>	<u>100分の</u> <u>104.4</u>	<u>100分の</u> <u>96.3</u>	<u>100分の91.3又は100</u> <u>分の87.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
水道局企業 職給料表(2)	職務の級が3 級、2級又は1 級である職員	<u>100分の</u> <u>115.3</u>	<u>100分の</u> <u>110.8</u>	<u>100分の</u> <u>104.4</u>	<u>100分の</u> <u>96.3</u>	<u>100分の91.3又は100</u> <u>分の87.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合

[備考 同左]

[別表第6 別紙2]

給料表	相対評価区分 職員の区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分
水道局企業 職給料表(1)	職務の級が8級 である職員	<u>100分の</u> <u>181.9</u>	<u>100分の</u> <u>152.2</u>	<u>100分の</u> <u>122.5</u>	<u>100分の</u> <u>103.8</u>	<u>100分の88.8又は100</u> <u>分の77.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
	職務の級が7級 である職員	<u>100分の</u> <u>181.9</u>	<u>100分の</u> <u>152.2</u>	<u>100分の</u> <u>122.5</u>	<u>100分の</u> <u>103.8</u>	<u>100分の88.8又は100</u> <u>分の77.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
	職務の級が6級 である職員	<u>100分の</u> <u>173.4</u>	<u>100分の</u> <u>148.7</u>	<u>100分の</u> <u>124</u>	<u>100分の</u> <u>105.3</u>	<u>100分の90.3又は100</u> <u>分の79のうちから人</u> 事評価等に基づく支 給区分に応じて局長 が定める割合
	職務の級が5 級、4級、3級、 2級又は1級で ある職員	<u>100分の</u> <u>119.7</u>	<u>100分の</u> <u>115.4</u>	<u>100分の</u> <u>109.3</u>	<u>100分の</u> <u>101.3</u>	<u>100分の96.3又は100</u> <u>分の92.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合
水道局企業 職給料表(2)	職務の級が3 級、2級又は1 級である職員	<u>100分の</u> <u>119.7</u>	<u>100分の</u> <u>115.4</u>	<u>100分の</u> <u>109.3</u>	<u>100分の</u> <u>101.3</u>	<u>100分の96.3又は100</u> <u>分の92.5のうちから</u> 人事評価等に基づく 支給区分に応じて局 長が定める割合

[備考 略]

[別表第 7 別紙 3]

給料表	相対評価区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
水道局企業 職給料表(1)	職務の級が 8 級、7 級又は 6 級である職員	<u>100分の</u> <u>60.15</u>	<u>100分の</u> <u>59.45</u>	<u>100分の</u> <u>58.75</u>	<u>100分の</u> <u>52.35</u>	<u>100 分の 48.45</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合
	職務の級が 5 級、4 級、3 級、 2 級又は 1 級で ある職員	<u>100分の</u> <u>49.35</u>	<u>100分の</u> <u>49.05</u>	<u>100分の</u> <u>48.75</u>	<u>100分の</u> <u>46.05</u>	<u>100 分の 44.65</u> 又は <u>100分の43.85</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合
水道局企業 職給料表(2)	職務の級が 3 級、2 級又は 1 級である職員	<u>100分の</u> <u>49.35</u>	<u>100分の</u> <u>49.05</u>	<u>100分の</u> <u>48.75</u>	<u>100分の</u> <u>46.05</u>	<u>100 分の 44.65</u> 又は <u>100分の43.85</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合

[備考 同左]

[別表第 7 別紙 4]

給料表	相対評価区分 職員の区分	第 1 区分	第 2 区分	第 3 区分	第 4 区分	第 5 区分
水道局企業 職給料表(1)	職務の級が 8 級、7 級又は 6 級である職員	<u>100分の</u> <u>62.65</u>	<u>100分の</u> <u>61.95</u>	<u>100分の</u> <u>61.25</u>	<u>100分の</u> <u>54.85</u>	<u>100 分の 50.95</u> 又は <u>100分の48.85</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合
	職務の級が 5 級、4 級、3 級、 2 級又は 1 級で ある職員	<u>100分の</u> <u>51.85</u>	<u>100分の</u> <u>51.55</u>	<u>100分の</u> <u>51.25</u>	<u>100分の</u> <u>48.55</u>	<u>100 分の 47.15</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合
水道局企業 職給料表(2)	職務の級が 3 級、2 級又は 1 級である職員	<u>100分の</u> <u>51.85</u>	<u>100分の</u> <u>51.55</u>	<u>100分の</u> <u>51.25</u>	<u>100分の</u> <u>48.55</u>	<u>100 分の 47.15</u> 又は <u>100分の46.35</u> のうち から人事評価等に基づ く支給区分に応じ て局長が定める割合

[備考 略]

(令和 6 年11月29日揭示済)